

小型移動式クレーン運転技能講習・玉掛け技能講習 保護具着用管理責任者教育 フォークリフト運転技能講習

開催

☆ 上記の各種講習については、労働安全衛生法施行令及び同規則に基づき実施いたしますので資格を取得されますようご案内いたします。

1. 小型移動式クレーン運転技能講習

〔定員30名〕

【青森労働局長登録番号 第115号】

●人材開発支援助成金対象

※つり上げ荷重1 t以上5 t未満の業務で下記のクレーンが対象

該当クレーン ———— トラック、積載形トラック、ホイール
クローラ、浮き、鉄道クレーン等



☆講習日時 **令和6年5月22日(水)～24日(金)3日間**

講習時間 9時～17時頃まで

☆講習会場 『黒石建設協会 2階大会議室』黒石市八甲 69-17 他

受講資格・受講料一覧〔テキスト代(1,705円)・税込〕

区分	受講資格	免除科目	受講料
A	未経験の者(申込書のみ提出)	なし	30,305円
B	クレーン等免許、床上操作式クレーン・玉掛け等技能講習修了証所持者(免許、修了証の写しを提出)	力学・合図	27,005円

※ お申込みの際は、本人確認のため自動車運転免許証等の写しを添付して下さい。学科試験及び実技試験合格者には「技能講習修了証」を交付します。

2. 玉掛け技能講習

〔定員30名〕

【青森労働局長登録番号 第112号】

●人材開発支援助成金対象

※つり上げ荷重又は制限荷重が1 t以上の性能を有するクレーン

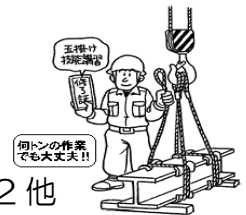
移動式クレーン・デリック・揚貨装置等の玉掛け業務

玉掛け作業の資格

☆講習日時 **令和6年5月29日(水)～31日(金)3日間**

講習時間 9時～17時頃まで

☆講習会場 『上十川公民館 多目的ホール』黒石市上十川留岡一番 17-2 他



受講資格・受講料一覧〔テキスト代(1,705円)・税込〕

区分	受講資格	免除科目	受講料
A	未経験の者(申込書のみ提出)	なし	23,705円
B	クレーン等免許、小型移動式・床上操作式クレーン等技能講習修了証所持者(免許、修了証の写しを添付)	力学・合図	20,405円
C	玉掛け補助作業の業務に6ヶ月以上従事した者(同封の実務経験証明書を提出)	なし	20,405円

※ お申込みの際は、本人確認のため自動車運転免許証等の写しを添付して下さい。学科試験及び実技試験合格者には「技能講習修了証」を交付します。

3. 保護具着用管理責任者教育

〔定員40名〕

令和6年4月1日から、リスクアセスメント対象物を製造、または取り扱う事業場において化学物質管理者の選任が義務化され、リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させる際は、保護具着用管理責任者を選任し、保護具の選択、適正な使用等について管理を行わせなければなりません。選任要件を満たす者であっても、保護具の管理に関する教育を受けることが望ましいとされています。

つきましては、法令に基づき「保護具着用管理責任者教育」を下記の通り開催いたしますので、ご案内申し上げます。

☆講習日時 **令和6年6月1日(土)** 9時00分～16時30分

☆講習会場 『スポカルイン黒石 2階大会議室』

黒石市ぐみの木三丁目 65

☆受講料 **14,300円** (テキスト代 (2,750円)・消費税含む)

☆申込締切 令和6年5月22日(水)

※但し、定員(40名)に達し次第受付を終了いたします。

※ 受講申込みの際に、運転免許証等の写しを添付して下さい。

※ 受講者には「保護具着用管理責任者教育修了証」を交付いたします。



4. フォークリフト運転技能講習

〔定員50名〕

〔青森労働局長登録番号 第113号〕

〔★自動車運転免許証(写し)を必ず添付して下さい〕

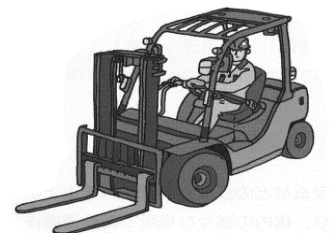
●大型特殊免許所持者(カタピラ限定無しの方・2日間)

☆講習日時 **令和6年6月4日(火)学科・5日(水)実技**

学科 8時20分～17時まで 実技 8時～14時頃解散

☆受講料 **14,850円** [テキスト代 (1,650円)・税込]

(★注意 大特申込者多数の場合、実技講習5日～7日のいずれかに振分けます)



カウンターバランスフォークリフト

●普通自動車運転免許所持者(4日間)

☆講習日時 **令和6年6月4日(火)学科・5日(水)～7日(金)実技**

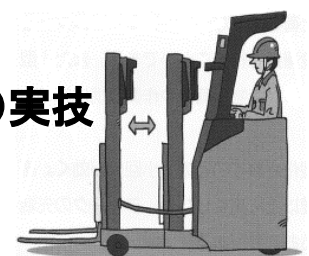
学科 8時20分～17時まで 実技 8時～17時まで

☆受講料 **34,650円** [テキスト代 (1,650円)・税込]

☆講習会場 学科『黒石建設協会 2階大会議室』黒石市八甲 69-17

実技『津軽みらい農業協同組合 黒石CA貯蔵施設』黒石市相野 190

※ 学科試験及び実技試験合格者には「技能講習修了証」を交付します。



リーチフォークリフト

※ 事務所及び学科講習等の所在地は裏面をご確認ください。

申込先【青森労働局長登録教習機関】 一般社団法人黒石地区労働基準協会

黒石市大字前町40-5（黒石市役所通り）

TEL 0172-53-5787 FAX 53-5792

（下記の事務所案内図を参照して下さい。）

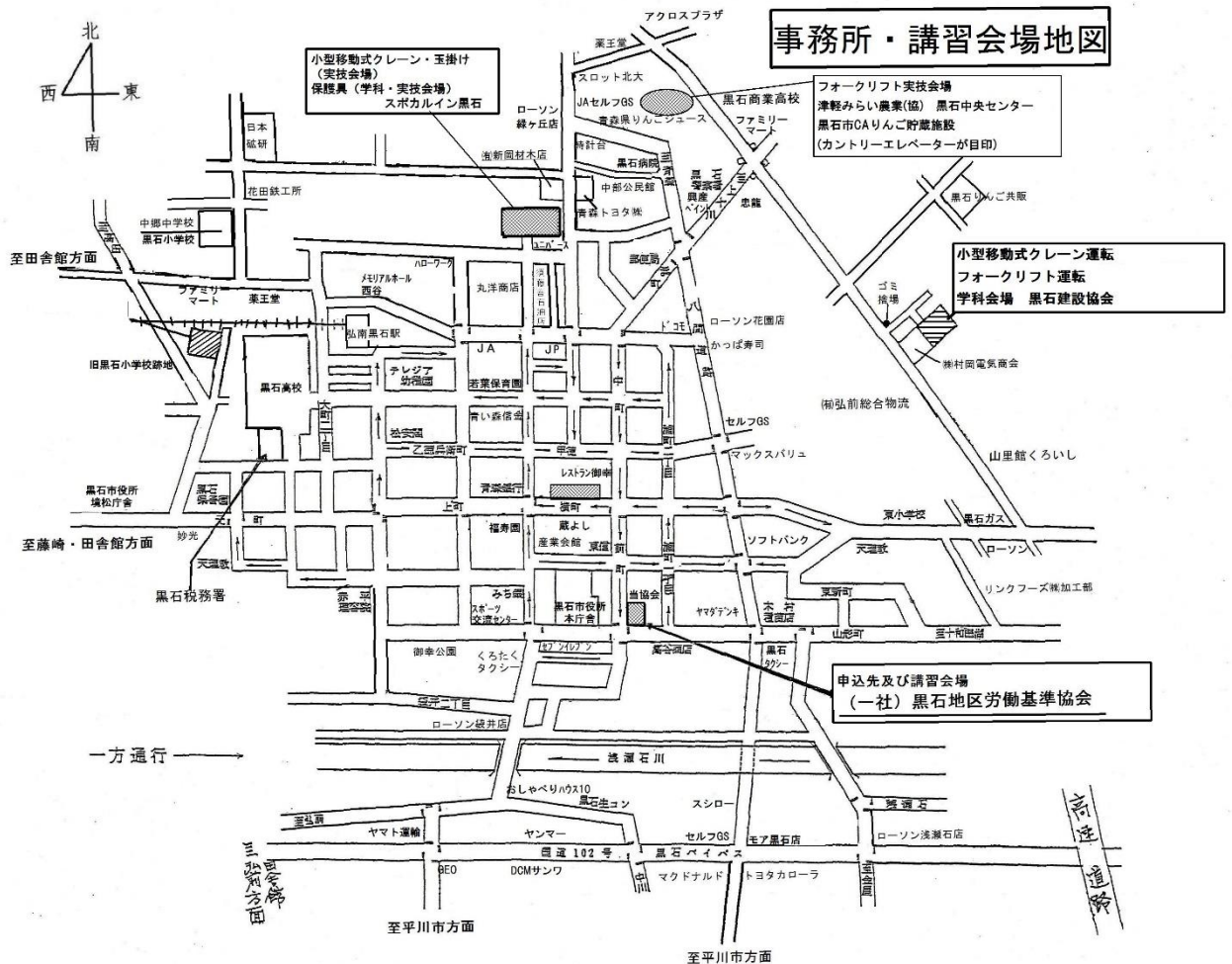


☆受講料のご納入は、下記口座への振込みでも可能です。

振込先 青森銀行黒石支店(普) No.223261・みちのく銀行黒石内町支店(普) No.1311760

東奥信用金庫黒石支店(普) No.0920550・青い森信用金庫黒石支店(普) No.0958767

- 連絡事項 ※ いずれも定員に達し次第締め切ります。お早めにお申込み下さい。
- ※ 同封の申込書・実務経験証明書（玉掛け受講者のみ）を記入の上、各講習につき写真1枚（縦3.0cm、横2.4cm）・受講する講習に必要な添付書類・受講料を添えてお申込み下さい。
- ※ 各講習の学科を受講する際は、筆記用具・電卓をご持参下さい。
- ※ 受講申込み後の取消しについては、受講初日の前日まで（保護具着用管理責任者教育は申込締切日まで）にご連絡があった場合のみ受講料をお返しいたします。
- ※ お電話での申込みも受付致しますが、ご予約後7日間を目処に申込書の送付をお願いします。（申込書が遅れますと、ご予約を取り消す場合がございます。）
- ※ 受講料のご納入は受講開始日の1週間前までにお願いします。



☆当協会発行の講習修了証を、1枚に統合することができます☆

労働安全衛生法による
技能講習修了証

氏名 黒石 太郎

生年月日 平成22年1月1日

住所 青森県黒石市大宇前町40-5

令和4年4月1日 交付

青森労働局長登録教習機関
一般社団法人 黒石地区労働基準協会
青森県黒石市大宇前町40-5 TEL 0172-53-5787

氏名	黒石 太郎		
技能講習の種類	番号	修了証番号	修了年月日
玉掛け	登録第112号		
フォークリフト運転	登録第113号		
小型移動式クレーン運転	登録第115号		
ガス溶接	登録第119号		
車両系建設機械(整地等)	登録第120号		
備考			
注意事項	1.本修了証は、大切にし、作業中は、必ず携帯すること。 2.本修了証を滅失し、又は損傷したときは、再交付をうけること。 3.「備考」の欄は、本人において記入しないこと。		

折れ曲がり難く
耐久性に優れて
います。

注意 当協会において、過去に実施した講習修了証をお持ちの方は、技能講習・特別教育ごとに統合して発行できますが、技能講習修了証は平成11年5月以降発行のものに限ります。詳細は、当協会へお問い合わせ下さい。

人材開発支援助成金のご案内

標記内容は、建設労働者の雇用の改善や職業訓練など実施する建設事業主や、建設事業主団体に対し、経費や賃金の一部を助成する制度です。

建設業における人材育成や技能継承を図り、建設労働者の安定した雇用と能力の開発・向上を目的としています。

技能実習	経費助成	中小建設事業主が雇用する建設労働者が、登録教習機関等で行う技能実習を受講させた場合、経費の一部を助成	技能実習の実施に要した実費相当額の3/4(但し、雇用保険被保険者数により変動)。一つの技能実習について一人当たり10万円が上限。
	賃金助成	中小建設事業主が雇用する建設労働者に有給で技能実習を受講させた場合、賃金の一部を助成。	一つの技能実習について一人一日あたり8,550円(但し、雇用保険被保険者数により変動)。一つの技能実習について20日分が限度。

※詳細及び申請様式等は、青森労働局ホームページ 各種助成金等をご確認ください。

●経費助成・賃金助成の申請まで

・技能実習を終了した日の翌日から起算して原則2カ月以内に、必要書類一式を都道府県労働局に提出して下さい。

- 人材開発支援助成金支給申請書チェックシート
- 人材開発支援助成金支給申請書(建技様式第3号)及びその他添付書類

※登録教習機関、登録基幹技能者講習実施機関等に委託し実施する場合は、計画届の提出が不要です。

・助成金を受けることのできる事業主(但し、受講後助成金を支給申請し支給決定を得た場合のみです。)

- ① 資本金若しくは出資の総額が3億円以下、または常用労働者300人以下の建設事業主
- ② 雇用保険料率 1000分の18.5(保険料率に変更となる場合があります)の建設事業主
- ③ 受講者が雇用保険被保険者であること
- ④ 法定帳簿(賃金台帳・出勤簿・労働者名簿等)を確実に整備され、担当課の求めに応じて書類の提出及び報告を速やかにできること

※詳しくは 青森労働局職業対策課(017-721-2003)又は当協会までお問合せ下さい。